

令和2年9月18日

第3回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和2年9月18日(金) 午後1時30分
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 3階「あぶくま」
3. 出席委員 21名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博
5番 加藤 良子 6番 中村 謙一 7番 野崎 俊幸
9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司
12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵 14番 渡邊 正芳
15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子 17番 関 健一
19番 安田 善喜 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 阿部 哲也 23番 宍戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 2番 佐藤 秀雄 8番 浪岡 真澄 18番 高橋 守保
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 渡辺 正典
農地係 長 猪本 由美子 主 査 五十嵐 紀子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 2番 佐藤 秀雄委員、8番 浪岡 真澄委員、18番 高橋 守保委員 より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第3回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

3番：柴山栄重委員、15番：尾形寅昭委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の渡辺主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(70件)】

合計70件、令和2年9月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転5件、使用貸借権設定2件の計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 区域番号1番、整理番号1番の案件については、譲渡人が高齢化していることから、親戚の譲受人に所有権を移転するという一方で、面積的には大きくないですけれども規模拡大ということ。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番から4番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりで

す。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番から4番の3件です。譲受人が同じ方の3件です。譲受人は新規営農開始の方で、使用貸借権設定2件、所有権移転1件です。所有権移転の土地に関しては、自宅のすぐ脇ということで、若干金額は高いですが、お互いに問題ないということで進めたところです。譲受人は勤めておりまして、新規に野菜を作るとしていまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号5番について、譲渡人と譲受人は夫婦でありましたが、離婚され、譲渡人は引越されれるということです。譲受人はこれまで耕作しておりませんでしたが、草刈りを実施し、キクイモ、大豆を栽培するとのことで耕作意欲はございます。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 3ページ区域番号7番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号6番及び7番についてご説明します。整理番号6番は、事由として、経営規模の拡大とありますが、譲渡人と譲受人は近隣にお住まいの方で、親の代からお互いの土地を交換するとの約束で耕作していましたが、登記がされていなかったもので、今回はっきりするということです。譲渡人の土地については、雑種地なので、該当せず、片方だけの議案となっています。したがって贈与ということになっています。

整理番号7番は、所有権移転であります。譲渡人が十数年前から、譲受人に田の耕作をお願いしていた土地であります。譲渡人が耕作できないので譲受人に売買の依頼をしたところ今回の案件になりました。金額は全部で10万円ということで若干安いのですが、長年にわたり小作をしていたということでお互いに納得してのことです。6番7番につきましては、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声
 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声
 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号1番について説明します。申請者は住宅と併設している農地を委託して借りたいという人がいまして、その手続きを確認することをしていた時に既存の自分の敷地が違法の状態だったということが分かりました。それを今回正しくするために転用申請いたします。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番の案件です。現在住宅が建っている土地が宅地ではなく、畑になっておりまして、今後新築の予定があり、確認したところまだ登記がされていないことが分かり、今回正式に宅地化の申請があがったところです。区域協議会では周りの農地に影響はなく許可相当と判断いたしました。よろしくご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定4件、使用貸借権設定3件の計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 区域番号1番、整理番号1番2番についてです。整理番号1番2番とも土地は大波地区です。どちらも昨年の台風19号の災害復旧をしているところです。1番の方は、小国川の復旧工事です。2番の方は染屋川の復旧工事です。いずれも土木業者が一時転用という形で災害の復旧工事を行っています。やむを得ないと区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 区域番号2番、整理番号3番について説明します。申請地は、国道13号からスカイパークに入っすぐの橋を越えたところの東側の土地です。もともと梨畑でしたが今は遊休農地の状態です。譲渡人は高齢で今は全然農業をやっていません。親戚の方から、譲受人を紹介してもらって土地を手放すことになったそうです。周辺の状態ですが、南側は山林状態で北側は道路です。農地が点在しているところではありません。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号4番の件です。譲受人の工務店が露天駐車場を探しており、現在の事務所の向かいに農地があったということ。これについては、敷地拡張事業の面積基準を満たすため973㎡のうち526.43㎡を今回賃借するという件です。周りの土地についても問題なく、区

域協議会では許可相当と判断しましたので、よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番から6ページ8番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号5番から8番まで説明します。5番は、譲渡人が高齢で、農業はやっていません。遊休農地になっている畑の有効活用で太陽光発電の敷地として貸すことにしました。傾斜地であるので、大雨の時に備え土留め工事を行ったとのことです。
続いて6番ですが、譲受人は譲渡人の孫にあたります。4世代8人で同居しておりまして、手狭になり、住宅の脇の畑を転用して住宅を建てるというものです。
続いて7番です。譲渡人は譲受人企業の代表取締役の長男になります。当該地と譲受人の事務所の土地は隣接地で、道路に面しています。今回、作業場及び駐車場に利用したいとのことです。
続いて8番です。今年3月の議案で、農振除外をした案件です。譲渡人は高齢で、耕作できず、資材置き場を探していた譲受人に当該地を譲渡するものです。以上4件、区域協議会では許可相当と判断しましたので、よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番から7ページ11番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号9番から11番まで説明します。9番は、分家住宅ということで、譲渡人の娘婿の譲受人への申請としてあがっています。譲渡人の農地に囲まれた場所でありまして、周辺の営農には支障がないと考えています。
10番につきましては、譲渡人が以前りんごを作付けしていた場所です。その後、除染のための一時転用として長く使っていた土地で、隣の譲受人企業が手狭になったということで、拡張のために取得するものです。第3種農地でありまして、周辺には支障がないと判断しております。
11番について、譲渡人の野菜畑ではありますが、周りで譲受人が事業をしておりまして、資材置き場として使っているところがありまして、ここの隣接する農地を使って敷地拡張ということですので。第3種農地で住宅が込み合っているところでありまして、周辺農地には影響がありません。それぞれ区域協議会では許可相当と判断しましたので、よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書8ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 区域番号1番整理番号1番の件です。この土地は、道路と沢の間の傾斜した沢上の土地であります。昭和45年以前から放棄され山林化しているところで、もう戻すことはとても難しく、現地では山林ということで確認しています。なお、この調査については、担当委員と事務局職員で現地を確認いたしました。区域協議会では問題なしと判断しましたので、よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号2番の件につきまして説明します。当該地は、地元では馬越山まこしやまと呼んでいるところで、昭和49年に平野の32名の方々が組合を作り、桃の団地化を行いました。しかし、サルの多発等により、次々に撤退され、現在では山のふもとでわずかに耕作の状況はありますが、願出人の畑は、馬越山の一番上にありまして、現地まで入る状況にないほど荒れています。事務局と現地に確認に向かいましたが、当該地まで到達できなかったということです。残念ながら非農地ということで確認し、区域協議会では問題なしと判断されましたので、よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号1番についてです。現在、畑に倉庫が昭和54年から建っているということで、今回、担当委員等が現地を確認したところ、間違いなく農業用倉庫が建っているということを確認いたしました。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号2番の件です。この農地は、平成元年あたりに農機具小屋が建てられたそうです。隣接地に願出人の息子が分家住宅を建てる予定となりまして、わずかではありますが農機具小屋の土地を分筆し、農地転用するという案件です。担当委員等で確認してまいりましたが、問題はありませんでした。区域協議会でも許可相当と判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声」

異議なしと認め、議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件

は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分8件、33,581㎡で、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

議案書11ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 意見があります。

農地法第3条で新規就農として取得する人と農地中間管理機構を使って新規就農として取得する人両方が議案として出ています。新規就農者が3条資格不要で農地を取得することですので、新規就農者の農地取得の取り扱いについては、通達の有無を含めて確認をお願いします。

整理番号1番、利用権設定を受ける者は、大変熱心です。もうすでに研修も済んで、農業者としてやっていけるだろうと思われる方です。この案件については、聞くところによるとJAの関与がかなりあると聞いています。すでに営農のための準備を進めているところで、この方が農業者となることは、区域協議会では異論はありません。何とか後押ししたいとの考えです。

事務局長 議長、事務局長（発言を求める。）

議長 事務局長（発言を許可する。）

事務局長 貴重なご意見ありがとうございます。その件につきましては、事務局で確認させていただいて、後日皆さんにご説明申し上げることとさせていただきます。

議長 局長、そのことを来月まで説明できるようにしておいてください。

ほかにご意見・ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしということでよろしいですね。

それでは、区域番号1番の件について終わらして、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番から12ページ7番の6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号2番3番につきましては、利用権の設定を受ける者が、それぞれ以前から借りていた所で、中間管理機構に移行するため今回出てきました。設定を受ける者はかなり古くから観光果樹園を行っている会社であり区域協議会では問題なしと判断されました。

整理番号4番5番につきましては、利用権の設定を受ける者が、梁川の五十沢地区であんば柿の加工・並びに各種果実の生産をし、かなり手広く事業を行っている間違いのない会社です。対象農地は、中野地区の柘窪、ここは一般的に開墾地でした。体を壊した方と、もう使わなくなった方からです。JAからの移行であり、区域協議会では問題なしと判断されまし

た。

整理番号6番、利用権設定を受ける者は、新規就農者です。銀行員でしたが、東湯野地区の農家で研修を重ね、今年から新規就農として出てきました。区域協議会では、新規就農ということはどうするかと話にはなったのですが、新規就農が一番大切ということで、区域協議会では問題ないと判断されました。

整理番号7番、利用権を設定する者が高齢で、ぶどうと水稲やっていましたが、耕作地が近所である利用権の設定を受ける者に、水稲だけやってほしいと、中間管理機構を通じてお願いしたいとの件です。区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号8番について説明します。利用権の設定を受ける者は、今年度の新規就農者でありましたが、24ページにある通り、一旦、3条で権利を取得しておりましたが、今回、中間管理機構に移行することで、各種補助制度を利用したいとのことです。3条を解約して、中間管理機構とするわけです。きゅうり栽培は始めていますので、計画の内容については問題なく、区域協議会では承認されました。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

次長 13ページをご覧ください。議案第7号 令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見についてでございますが、今までの経過につきましてご説明させていただきます。5月の区域協議会で各委員の皆様、昨年度の意見書を基に、変更・修正・追加・削除・新規の意見項目についてご検討いただき、6月の区域協議会でそれぞれご提出いただきました。各区域協議会長さんにその意見を取りまとめたいただき、事務局で原案を作成し、8月の議案発送時に、全委員に意見書（案）をお送りし、8月の各区域協議会で最終検討をいただいたところでございます。そして、8月31日に油井委員長を座長に農政対策小委員会を開催し、最終案としてまとめたものを9月の各区域協議会でご審議いただきました。今回の総会でご承認後、10月5日月曜日に市長に対して意見書を提出いたします。それでは内容につきましては、長いので項目だけ読み上げさせていただきます（項目ごとの見出しを読み

上げる)。なお、こちらをまとめた経過につきまして、農政対策小委員会の委員長からお話を頂ければと思います。

委員長（9番） 意見書を取りまとめた経過についてご説明いたします。昨年度提出した意見書は12の項目でしたが、複数の区域協議会から、意見書の項目が多すぎるのではないかという意見がございましたので、宍戸会長と事務局と私が入りまして協議をしまして、議案と一緒に送付されました見直し項目の資料のとおり、今までの12項目から6項目に集約をいたしました。今回の意見書の項目の順番でございますが、農業委員の活動の中心でもある農地等利用の最適化をはじめもってきました。そして、追加変更の意見が3年間ない項目については、変更がない意見については、同じ意見を出せば同じ意見しか返ってこないのではないかということ、重要項目については継続する等、文言をちょっと変えるなどして残しましたが、県や国の要望等に関しては、今回削除いたしました。新規の意見については、昨年度の5項目から7項目に増えております。そのうえで8月31日、会長及び職務代理者のご出席のもと、19名で構成されております農政対策小委員会におきまして議論を重ね議決も最終案として取りまとめいたしました。昨年度の意見書は私たちの意見書の6項目が予算に反映されましたので、本年度も私たちの要望が一つでも多く反映するよう、10月5日に提出いたしますので、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について、原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 報告は、議案書18ページ報告第1号から25ページ報告第5号になります。
議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

事務局 〔松川開パ太陽光発電事業の経過について説明〕

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

3番 19番が言うように、議案書が見やすいように、農地利用集積計画の案件について次回からは、新規の方と一般の方が分かるようにお願いします。

議長 よろしくお願いします。その他、皆様からなにかございませんか。
〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 〔会長職務代理より閉会の言葉〕
慎重審議ありがとうございました。
これで、第3回総会を終了いたします。

(午後3時25分)

令和2年9月18日

これは、福島市農業委員会第3回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人3番 _____

議事録署名人15番 _____